平成２５年（フ）第２４２号
静岡県浜松市東区笠井町174番地の１
債務者　山崎　則久
１　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　英次
４　破産債権の届出期間　平成25年７月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月３日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９７９号
横浜市港南区日野８丁目４番15号　ヨシミビル303号室
債務者　太田ハル世
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　滝島　広子
４　破産債権の届出期間　平成25年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月５日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３２号
千葉県野田市野田677番地の１　ローズハイツ野田愛宕Ａ棟205号室
債務者　高田　麻弓（旧姓高原）
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　悠里
４　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月９日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２９７号
千葉県松戸市小金原６丁目７番地　小金原団地18棟101号
債務者　竹下　勝佳
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小見山　大
４　破産債権の届出期間　平成25年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月９日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９２５号
横浜市神奈川区三ツ沢中町６―12　ハイムクーロンヌ202号、住民票上の住所横浜市南区東蒔田町９番地12　浜田マンション403号
債務者　間邉　雄輔
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　鉄平
４　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月９日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２８号
静岡市駿河区中田２丁目５番８―７号
債務者　松永　　浩
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山繁二郎
４　破産債権の届出期間　平成25年７月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月10日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３９号
東京都八王子市川口町1540番地341
債務者　阿部　正也
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内　宏光
４　破産債権の届出期間　平成25年７月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月11日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４８号
相模原市南区南台５丁目２番２―508号
債務者　北原　雅文
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木敏尚
４　破産債権の届出期間　平成25年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月19日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１７２号
千葉県松戸市幸谷718番地の１　フラワーコートサコバ１―105号
債務者　白石　廣美
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澁川　達夫
４　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月30日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６０号
広島県廿日市市佐方629番地１　102
債務者　津森　吉也
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　京子
４　破産債権の届出期間　平成25年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後４時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
宮城県登米市迫町北方字舟橋190番地１
債務者　高橋　孝典
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第３２号
兵庫県朝来市石田678番地
債務者　池野　正幸
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻本　武之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午後４時35分
５　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
新潟県村上市山居町２丁目７番19号
債務者　伊藤　五子
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１１８号
福島市飯坂町西堀切14　おかだ旅館内、住民票上の住所仙台市泉区泉ケ丘３丁目９番32号第３コーポスガワラ103
債務者　亀岩　秋義
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　博明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時５分
５　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係